

「消費者出前講座」のご案内

～内容は次の通りです。ご利用ください。～

インターネットの普及により高齢者はもちろん、特に若者を取り巻く環境は一層厳しく悪質商法・振り込め詐欺などの消費者被害は後を絶ちません。当協会では今年度も消費者教育・啓発の一環として「消費者出前講座」を実施します。

1. 内 容

・消費生活に関する講話（60分～90分）

「契約の基礎知識」を学び、最近の契約トラブル（インターネット広告・アポイントメントセールス・SNSがきっかけで～）などの事例を紹介して、消費者被害の未然防止・対処法などについてお話します。

・消費生活に関する講話と劇団“風”の公演（60分～90分）

始めに講話で「契約の基礎知識」を学びます。

後半は、寸劇でトラブル事例（演目は数話・・・）を紹介して、消費者被害の未然防止・対処法などについてお話します。分かり易いと好評です。

・くらし全般

環境・食品表示・終活・葬送とお墓・その他

（協会活動を通して学んだくらし全般の情報や生活の知恵をお話します。）

2. 実施方針

- ・主な派遣先 高等学校、大学、町内会、百寿大学などの生涯学習会、老人クラブ
ふれあいサロン、地区センター、各種団体などが主催する集まりに伺います。
- ・講 師 消費生活相談員、当協会啓発指導員、劇団“風”
- ・日 時 平日の10時から16時の間をお願いします。
- ・費 用 旭川市内 講話のみの場合は2,000円（学校教育関係は無料）
講話と寸劇の場合は4,000円
- ・人 数 15名以上が目安です。

- 申込み方法
1. ご希望日の1カ月以上前までに、お電話をください。
開催日時、場所、内容などのご要望を伺います。
 2. 日程調整を行い、お受けできるかどうか折り返しご連絡いたします。
 3. 日程調整後、「消費者出前講座申込書」に必要事項を記入の上、当協会に郵送・ファックス・メールでお送り下さい。

一般社団法人 旭川消費者協会 TEL:FAX 0166-26-2514

メールアドレス：a-shokyo@wine.plala.or.jp

〒 070-0031 旭川市1条通8丁目108 フィール旭川 7階

